

福岡県公報

平成18年6月2日
第2540号

目次

告示(第1091号-第1097号)

○保安林の皆伐面積の限度の公表	(治山課)	1
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○市の字の区域及び名称の変更	(地方課)	3

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	6
雑報		
○平成18年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(建築指導課)	8
正誤		
○目次(平成18年5月22日福岡県公報第2535号)中正誤		9

告示

福岡県告示第1091号

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	835.50
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	276.69
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	957.75
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	363.05
〃	干害防備保安林	うきは市	うきは市	0.24
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	1291.91
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	312.11
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.80
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1603.31
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	132.97
〃	干害防備保安林	嘉穂	嘉穂町	0.08

〃	〃	若 宮 町	若 宮 町	—
〃	〃	穂 波 町	穂 波 町	0.36
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	504.93
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	128.89
〃	水源かん養保安林	今川	〃	1024.98
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	345.52
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	297.59
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	476.75

福岡県告示第1092号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
柳川市昭代土地改良区 浜田土地改良区 勝野工区土地改良区 猿杭・狐迫土地改良区	平成18年5月23日

福岡県告示第1093号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町大字鬼津字五反田644番1、648番1、650番1、651番1及び652番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

甘木市大字一ツ木1148番地の1

ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年5月24日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡二丈町吉井 (福吉地区第2換地区)	換地計画書の写し	平成18年6月2日から 平成18年6月30日まで	二丈町役場

福岡県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改

良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年5月24日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
糸島郡二丈町大字吉井 (福吉地区第3換地区)	換地計画書の写し	平成18年6月2日から 平成18年6月30日まで	二丈町役場

福岡県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	塔ノ瀬 十文字線 小 郡	前	三井郡大刀洗町大字鶴木741 番1先から 小郡市松崎190番1先まで	21.0 ～ 38.5	1531.6
			後	三井郡大刀洗町大字鶴木741 番1先から 小郡市下岩田16番2先まで	11.2 ～ 12.2	1376.7

福岡県告示第1097号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、前原市長から前原市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年10月10日から効力を生ずるものとする。

平成18年6月2日

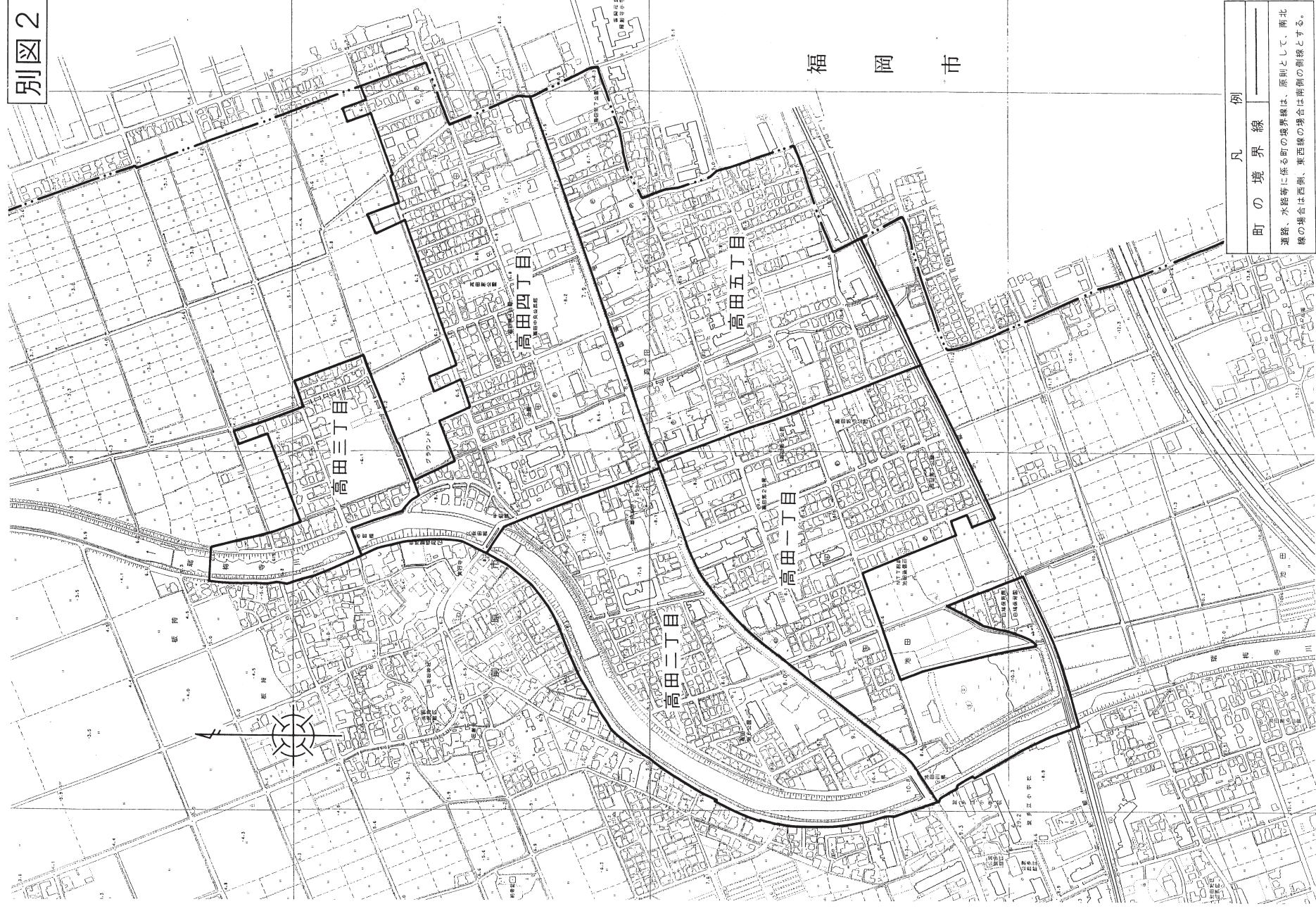
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



別図2



凡 例

町の境界線

運路、水路等に依る町の境界線は、原則として、南北線の場合は西側、東西線の場合は南側の断線とする。

監査委員

監査公表第2号

教育委員会出先機関の福岡教育事務所等145か所について実施した定期監査の報告（平成18年3月13日17監二第911号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年6月2日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

18教財第88号
平成18年4月25日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 富 田 徳 二 殿

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年3月13日付け17監二第911号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡教育事務所	福岡市元教諭の給料等の返納金 338,355円（1件）が収入未済となっ ている。 （平成16年度）	債務者は所在不明であるが、住民票記載 住所地に納入通知書を送付するとともに職 員を派遣し督促を行っている。今後とも引 続き所在確認調査、納入通知書送付及び 職員派遣を行い、鋭意督促し債権回収に努 めます。

雑 報

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定に基づく福岡県知事の委任を受けて、平成18年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

指定試験機関 財団法人不動産適正取引推進機構
理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成18年10月15日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項に規定する国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了し、かつ、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

試験場は、受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成18年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成18年7月3日（月曜日）から平成18年7月18日（火曜日）まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成18年7月3日（月曜日）午前9時30分から平成18年7月18日（火曜日）午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

(イ) 写真フィルム（平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの）を添付する。

エ 受験手数料 7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担）。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成18年7月3日（月曜日）から平成18年7月31日（月曜日）までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(イ) 配布場所

財団法人福岡県建築住宅センター（本部・北九州事務所・筑後事務所）
福岡県建築都市部建築指導課
福岡県各土木事務所建築指導課（大牟田土木事務所は総務企画課）
丸善福岡ビル店
紀伊國屋書店福岡本店（博多駅交通センタービル）
ブックセンタークエスト小倉本店

同 黒崎本店

同 久留米井筒屋店

イ 申込期間

平成18年7月3日（月曜日）から平成18年7月31日（月曜日）までの日付けの
消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書

（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの）

(イ) 写真（平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で

縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5
センチメートルまでの間の大きさのもの）1枚

(ウ) 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書（修
了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）

エ 受験手数料 7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正
取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む（払込手数料は、本人負担）。

オ 郵送先及び郵送方法

財団法人福岡県建築住宅センター（福岡市中央区天神1丁目1番1号）あて、
簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込む。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成18年11月29日（水曜日）

(2) 発表の方法

前記受験申込書配布場所（書店を除く。）における合格者一覧表の掲示及び本人
への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1丁目1番1号
アクロス福岡東オフィス5階
電話番号（092）737-8013（試験専用）

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・5・22	2535	目 次		1	○		6		(漁 港 課)	(港 湾 課)

発行 福岡県庁
福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社
福岡市博多区東比恵二丁目
チユルエツク

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)